

奈良・八王子神社
はらおうじじんじゃ

- 1 所在地 奈良市高畑町
- 2 調査期間 一九七八年(昭53)七月
- 3 発掘機関 奈良県教育委員会
- 4 調査担当者 亀田 博・堀 幸男・松浦寛二
- 5 遺跡の種類 神社
- 6 遺跡の年代 鎌倉時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良・桜井)

八王子神社は春日大社の南方約五〇〇m、新薬師寺北東の千鳥家の屋敷地東南部にある。千鳥家は春日若宮神社の神主を務める家で、

初代若宮神主中臣祐房(長承四年(保延元、一一三五)就任)の子孫で第九代目の祐明(建久四年(一一九三)就任)より代々若宮神主職を相伝している。
西向き一間社春日造りの社殿を一九七八年七月に解体修理していたところ、基

壇内から遺物が折り重なって出土した。社殿の基壇は南北一・三m東西一・五mで自然石を組んで築かれ、中央部分には四〇cm大の石が二つ南北に並べて置かれ、その上面を中心に鏡像・懸仏一五〇点、鏡三点、六花形飾金具一点、カヤの実一点、細軸木片約一〇〇点、柿経約一四〇点が埋められていた。

鏡像・懸仏は火を受けた痕跡が明瞭であるが出土地付近に火を焚いた形跡はなく、別の場所で火を受けたものが一括して埋納されたものと考えられる。これに対して、カヤの実・細軸木片・柿経は火を受けておらず、鏡像・懸仏を埋納する際に同時に埋められたとみられる。柿経と細軸木片は鏡像の間に挟まって出土しているので、同時に埋納されたとみてよい。柿経約一四〇点のうち墨書のあるものは八二点で、今回は釈読のできた柿経三五点を紹介する。

8 木簡の釈文・内容

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 及其他 | (24) × (10) × 0.2 081 |
| (2) 寿命四 | (42) × (12) × 0.2 081 |
| (3) 羅 | (18) × (4) × 0.2 081 |
| (4) 天衛 | (31) × (12) × 0.2 081 |
| (5) 其水湧 | (40) × (10) × 0.2 081 |

(19)	月光有大地獄号	(74) × (25) × 0.2	081
(18)	曰鉄圀	(40) × (19) × 0.2	081
(17)	閻浮提東方有山	(59+17) × (27) × 0.2	081
(16)	報惡報	(36) × (18) × 0.2	081
(15)	之力略說地獄名号	(74) × (24) × 0.2	081
(14)	今承仏	(22) × (11) × 0.2	081
(13)	果報地蔵答言仁	(73+9) × (27) × 0.2	081
(12)	名号及惡報等事使未來	(34+71) × (24) × 0.2	081
(11)	閻浮提罪苦衆	(38+19) × (20) × 0.2	081
(10)	四衆及未	(42) × (24) × 0.2	081
(9)	薩摩	(41) × (23) × 0.2	081
(8)	願經地	(38) × (17) × 0.2	081
(7)	漢福	(37) × (13) × 0.2	081
(6)	「仏壽命四十劫像法之中有	(121) × 31 × 0.2	019
(20)	無間又有	(48) × (21) × 0.2	081
(21)	鼻復有地	(47) × (23) × 0.2	081
(22)	復有地獄名	(61) × (19) × 0.2	081
(23)	復	(14) × (13) × 0.2	081
(24)	火箭復有地獄	(64) × (22) × 0.2	081
(25)	有地獄名曰通槍復有地獄名曰鉄	(55+14+62) × (25) × 0.2	081
(26)	地獄名曰鉄床	(44+16) × (24) × 0.2	081
(27)	地獄名曰鉄	(42) × (18) × 0.2	081
(28)	獄	(19) × (15) × 0.2	081
(29)	曰鉄	(20) × (12) × 0.2	081
(30)	有地獄名曰千	(52) × (18) × 0.2	081
(31)	流火復	(38) × (18) × 0.2	081
(32)	有地獄名曰昭眼復有地	(44+39) × (22) × 0.2	081
(33)	名曰諍	(31) × (18) × 0.2	081

有大
(31)

有地獄名
(32)

復有
(32)

有
(33)

受福利
(34)

口
(35)

有獄有烟
(25)

有地獄名
(25)

獄名目
(26)

有
(26)

有獄
(27)

獄
(28)

月
(29)

有獄
(30)

月有大地獄
(19)

間又有
(20)

復有地
(21)

有地獄名
(22)

有
(23)

有復有地獄
(24)

果報地獄
(13)

業
(14)

之力於諸地獄
(15)

罪業
(16)

阿浮樓東
(17)

日
(18)

有地
(8)

自摩
(9)

永及未
(10)

而得
(11)

名號及
(12)

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

命四劫
(6)

(7)

(34) 受福利不可

(85) × (27) × 0.2 081

(35) [如是カ]
□□□□

(32) × (21) × 0.2 081

柿経は一般的に一行一七文字で、二〇枚または四〇枚で一組となる。今回報告の柿経は片面のみ書写され、大きさは幅広薄手である。こうした特徴は、室町時代後半以降のものにみられる。いずれも破片で完形のものはなく、(6)(35)がかるうじて上端の原形をとどめて圭頭状を呈する。

内容はいずれも『地藏菩薩本願経』であり、(1)~(5)は「忉利天宮神通品第一」、(6)(7)は「閻浮衆生業感品第四」、(8)~(33)は「地獄名号品第五」、(34)は「校量布施功德縁品第十」の一部である。

9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所 『三郷町 平隆寺 (付)奈良市高畑町八王子神社出土懸仏』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第四七、一九八四年)

(鶴見泰寿)